

## 訪問看護重要事項説明書(介護予防・介護・医療)

「吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第3条第5条に定める指定居宅サービス介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第8条の規定及び「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)」第5条の規定に基づき指定訪問看護サービス提供契約締結に際して注意頂きたいことを説明するものです。

### 1 事業者(法人)の概要

医療法人俊和会(以下「事業者」という)の概要

法人名	医療法人 俊和会
代表者名	理事長 福田 俊夫
所在地・連絡先	(住所)吹田市桃山台5-2-2 アザール桃山台ビル303号 (TEL)06-6836-0211 (FAX)06-6836-0212
設立年月日	平成12年1月1日
事業者の事業概要	介護保険の訪問看護事業、介護予防訪問看護事業及び居宅介護支援事業のほか、医療保険の訪問看護事業を運営

### 2 事業所の概要

俊和会さつき訪問看護ステーション(以下「事業所」という)の概要

事業の種類	指定訪問看護事業(介護保険・医療保険)
施設等の区分	訪問看護事業所(訪問看護ステーション)
事業所名	俊和会さつき訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所)吹田市竹見台3-6-12 (TEL)06-6170-2208 (FAX)06-6170-2206
管理者氏名	玉井 真由美
指定年月日・番号	2761690086
開設年月日	平成12年4月1日
実施地域	吹田市、豊中市
営業日	月曜日～金曜日(祝日及び、年末年始を除く)
営業時間	9:00～17:30
提供時間帯	営業時間と同じ
併設事業所	指定居宅介護支援事業所を併設し、指定介護予防訪問看護及び医療保険の訪問看護を兼ねる

### 3 事業の目的

利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活又生活活動を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、訪問看護を提供することを目的とします。

### 4 運営の方針

- (1) 介護保険法その他法令を遵守します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて訪問看護を提供します。
- (3) 利用者の状態悪化の軽減・防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に訪問看護を提供します。
- (4) 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供

する者との連携に努めます。

## 5 職員の配置状況等

(職員の配置状況：2025年4月1日現在)

従業者の職員		人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)
			常勤(人)	非常勤(人)	
管理者		1	1		1
訪問 職員	保健師				
	看護師	7	5	2	5.3
	准看護師				
	作業療法士	1	1		
	理学療法士	2	2		
	言語聴覚士				
事務職員等		1	1		

## 6 訪問看護の提供方法

事業者は前記の運営の方針の下に、利用者に対し、以下のように訪問看護を提供します。

### (1) 主治医の文書による指示

事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文書(指示書)で受けます。

### (2) 訪問看護計画の作成

主治医の指示並びに利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。

介護保険利用の場合は利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、必要に応じて訪問看護計画を変更し、利用者又は家族へ説明し、同意を得ます。介護保険利用の場合は居宅介護支援事業者に連絡します。

### (3) 訪問看護計画書の主治医への提出

事業者は、訪問看護計画書を定期的に主治医へ提出します。

### (4) 訪問看護の提供

内容については以下の内容を提供します。

- 1 訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又は家族への説明
- 2 指定介護予防訪問看護報告書の作成
- 3 病状・障がいの観察
- 4 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 5 食事及び排泄など日常生活の援助
- 6 褥瘡の予防・処置
- 7 リハビリテーション
- 8 認知症の看護
- 9 カテーテル等の管理
- 10 療養生活や介護方法についての指導・相談業務
- 11 ターミナルケア
- 12 その他、医師の指示による医療処置
- 13 環境調整
- 14 各関係機関との連携

訪問看護計画に基づき、利用者の心身状況、生活状況や置かれている環境の的確な把握に努

め、療養上必要な事項についてわかりやすく適切な指導を行います。

訪問看護の提供に当たる職員は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### (5) 訪問看護報告書の作成及び主治医への提出

訪問職員は、訪問看護報告書(訪問日、提供した内容や状況等を記載したもの)を作成し、定期的に主治医に提出します。

### 7 訪問看護ステーションにおける理学療法士等の訪問について

(1) 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてとしてのリハビリテーションを中心としたものです。看護職員の代わりにさせる訪問である事をご了承下さい。

(2) サービス利用開始時は利用者の心身の状態等を評価する観点から初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護ステーションの看護職員が行うことを原則とします。

(3) 理学療法士等の訪問を中心とする場合概ね 3 か月に 1 回程度は当該ステーションの看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行います。

### 8 衛生管理

(1) 感染症発生時は厚生労働省等の指示に応じて対策を講じます。

(2) 感染症における業務継続計画 (BCP) を策定します。

(3) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

### 9 禁止行為

職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

利用者の同居家族に対するサービス提供

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

利用者、家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

訪問看護の利用に当たって、利用者又は家族は次の行為は行なわないで下さい。

訪問職員の心身に危害を及ぼす行為

事業者または事業所の運営に支障を与える行為

サービス提供時(提供前も含む)の飲酒およびサービス提供時の喫煙行為(訪問時にアルコール臭を認めたり、飲酒の事実が推測できた時は訪問を中止する場合があります)

以上のほか、訪問看護の提供を困難にする行為

### 10 サービス提供の中止及び終了

利用者理由によるもの：7日間以上の予告期間をもって、いつでも契約を解除できる

要介護(要支援)認定を受けられなかった場合

契約期間満了日の7日前までに更新拒絶の申し出があった場合

入所、入院又はそれ以外での2ヶ月以上の休止の場合

死亡した場合

事業者理由によるもの

法令違反又はサービス提供を阻害し、サービス利用契約の目的が達成困難となった場合

正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合

事業所よりサービス提供終了を申し出る場合

①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

③職員に対するセクシュアルハラスメント(好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

事業者は、契約の解除について相当の期間を経過後サービス契約を解除できる。

・利用者及び家族が故意または重大過失により事業所もしくは担当看護師等の生命、心身、財産、

信用等を傷つけ、または著しい不信行為(①②③含む)を行った場合、又は行うことが予測される場合は直ちに契約を解除できる。

- ・契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

## 11 利用料金

介護保険利用につきまして、契約書別紙を参照下さい。

料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくケアプランに定められた目安の時間を基準とします。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

## 12 苦情対応体制

事業所相談窓口	窓口責任者 玉井 真由美 利用時間：(月)～(金)9：00～17：30 (TEL)06-6170-2208
法人(俊和会)相談窓口	窓口責任者 福田 俊夫 利用時間：(月・火・水・金)9：00～12：00 17：00～19：30 (木・土)9：00～12：00 (TEL)06-6836-0211
市町村の(保険者)の窓口 吹田市高齢福祉室 (介護保険担当) 豊中市介護相談課	〒564-0041 吹田市泉町1-3-40 電話：06-6384-1231(代表) 〒560-0881 豊中市中桜塚3-1-1 電話：06-6858-2833(代表) 利用時間：(月)～(金)9：00～17：30
大阪府 国民健康保険団体連合会 (苦情相談係)	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル内 電話：06-6949-5418(直通) 利用時間：(月)～(金)9：00～17：30

## 13 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあつた場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

病院名	
所在地	
氏名	
電話番号	

緊急連絡先1(家族等)	氏名(続柄)	( )
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先2(家族等)	氏名(続柄)	( )
	住所	

	電話番号	
--	------	--

#### 14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、苦情又は事故の受付後、速やかに事実の確認を行ない、その結果に基づき必要な改善策を検討立案し、利用者又は家族に説明するとともに改善策を実施し、その後も適宜改善策の実施状況を点検し再発防止に努める。

利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。(事業所は次項の損害賠償保険に加入)

保険会社名：一般社団法人 全国訪問看護事業協会 保険名：訪問看護事業者総合保障制度 賠償責任保険 補償の概要：補償内容(身体障害、人格権障害、財物破損、管理受託物、初期対応、治療費) 補償の上限額：4億5千万円
--

#### 15 利用者へのお願い

- 1 サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。必要時は健康保険証及び各種受給者証、手帳等の提示して下さい。
- 2 サービス利用にあたり必要となる訪問看護指示書については文書料が発生します。文書料の支払いは発行先医療機関にてお願いします。また発行にあたり定期的な受診をお願いします。
- 3 事業所は、職員に安全面を優先した移動を申しつけております。大幅に遅れる場合はご連絡させていただきますが、交通事情等により予定時間が 10～20 分程前後する場合がありますことをご了解下さい。
- 4 当事業所は、看護学生・セラピスト学生の臨地実習を受け入れています。実習生同行の際は、事前にお知らせします。
- 5 サービス提供中はペットをゲージ等に入れるまたはリードでつないで下さい。看護師等が噛まれる等の事故が発生しています。
- 6 流行性感染症(インフルエンザ・ノロウイルス等)に本人又は同居家族が罹患した場合、訪問時間前にご連絡下さい。状況によりキャンセルをお願いする場合がありますことをご了承下さい。

#### 16 災害発生時について

- 1 自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を策定しています。
- 2 大規模災害及び自然災害発災に伴い、通常業務が困難となる場合もあります。
- 3 訪問中の発災時には状況に応じて対応させていただきます。
- 4 事業所の復旧により電話での安否確認を行ない、必要に応じて訪問等を行います。
- 5 自宅避難を想定した備蓄、各々の地域での避難場所、避難所を確認しておいてください。又、ご家族間での連絡の方法や集合場所等を話し合っておいて下さい。

#### 17 職員の基本姿勢

- 1 職員は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を持ち、利用者及び家族等の福祉の向上を図るように努めます。
- 2 職員は、指定訪問看護・介護予防訪問看護が適切に提供できるよう、その質の向上を図る為、計画的に研修の機会を確保するように努めます。
- 3 職員は、常に利用者の病状や心身の状態、また家族状況等の把握・共有し、適切に途切れない指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供できるように努めます。

#### 18 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者：玉井 真由美)
- 2 成年後見制度の利用を支援しています。
- 3 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 4 介護相談員を受入れます。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19 秘密の保持と個人情報の保護について

- 1 事業者及び事業者の使用する者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日 年 月 日

上記内容について、「吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第3条第5条に定める指定居宅サービス介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第8条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

事業者(乙) 事業者(法人)名：医療法人 俊和会  
住所：吹田市桃山台5丁目2-2 アザール桃山台ビル303号  
事業所名：俊和会さつき訪問看護ステーション  
住所：吹田市竹見台3-6-12  
代表者名：理事長 福田 俊夫

説明者 氏名： \_\_\_\_\_

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

年 月 日

利用者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

代理人(選任した場合) 氏名： \_\_\_\_\_ 印

事業者

事業者(法人)名：医療法人 俊和会

住所：吹田市桃山台5丁目2-2 アザール桃山台ビル303号

事業所名：俊和会さつき訪問看護ステーション

住所：吹田市竹見台3-6-12

代表者名：理事長 福田 俊夫

印